

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九十二第

行發日一月七年四和昭

論 叢

消費稅の目的及物體 法學博士 神戶 正雄

勞銀の理論 文學博士 高田 保馬

說 苑

ケネーの租稅理論 法學士 山口 正太郎

セイの販路說に就て 經濟學士 谷口 吉彦

シュピイトホフの景氣循環論 經濟學士 靜 田 均

講 演

我國民經濟の實相 法學士 山室 宗文

雜 錄

再び佐田介石に就いて 經濟學博士 本庄 榮治郎

プロイセンの地方稅制 經濟學士 安田 元七

動大量と靜大量 經濟學士 木村 喜一郎

晩近フランス經濟學界の傾向 經濟學士 松岡 孝兒

最近英國に於ける豫算の業績 經濟學士 中川 與之助

近著外國經濟雜誌主要論題

プロイセンの地方税制

安田元七

一、法律の根拠

プロイセンの地方税の體系はミクヘル (Miquel) の財政改革に基く邦税改正に續いて之に關聯し千八百九十三年七月十四日發布せられた「地方公課法」(Kommunalabgaben Gesetz) 中に總括的に規定せられる事となつた。現今も尙此法律は市町村の課税權に對する根本法となつてゐる。然し此の法律中の郡 (Kreis) 及州 (Provinz) の税を規定した條文は千九百六年四月二十三日の「郡及州公課法」(Kreis- und Provinzialabgaben G.) に

14) 寫本略傳。

14) 和田篤忠、介石翁の碑を駁れて、學士會月報 494號。

依つて廢止せられる事となつた。此等の二つの法律は屢と改正せられねばならなかつた。たゞに其等法律内の規定の改正のみならず他の法令に依つて例へば千九百二十三年十一月二十二日の「營業税の暫時的規定に關するプロイセン令」(die preussische Vero d. über die vorläufige Neuregelung der Gewerbesteuer)千九百二十七年三月十五日の新草案(Neufassung)或は千九百二十三年二月十四日の「暫時的不動産税の賦課に關する法律」(G. über die Erhebung einer vorläufigen Steuer vom Grundvermögen)等により最後に千九百二十七年四月二十二日の法律に依つて改正せられた。

之に加ふるに地方税制に特に重要な關係をもつものは獨乙國財政調和法(Reichsfinanzgesetz G.)の發達——千九百二十三年六月二十三日の法律千九百二十六年四月二十七日の新法并に千九百二十七年四月七日の改正法——及び此獨乙國財政調和法に對する普國施行令(Preuss. Ausführungs G. zum F.A.G.)の發達——千九百二十三年十月三十日の令、千九百二十六年五月

五日の新令并に千九百二十六年九月二十七日及千九百二十七年四月二十三日の修正——である。同様に千九百二十五年八月十日の「國邦及市町村の相互課税權に關する國法」(ReichsG. über die gegenseitigen Besteuerungsrechte von Reich, Ländern und Gemeinden)も重要な關係をもつものである。

二、税の他の收入に對する關係

地方公課法も郡及州公課法も共に、夫との團體の財政需要を充たすには税は最後にとらるべきものであると云ふ根本觀念から出發して、税以外の收入特に財産より生ずる收入、手数料、特別負擔及交付金を以て其の支出に充て、不足ある場合にのみ税の賦課徴收を爲すを許す旨の規定を設けてゐる。但し此の制限は、其の税の賦課徴收が特別の(例へば衛生的又は警察的)考慮の下に爲されるもの(例へば畜犬税)の如き場合には適用はなし。又娯樂税の如き、物價騰貴に基く不動産の價値増加税の如き、其の賦課徴收が規定によつて命

せられてゐる場合には適用なきは勿論である。

さて税によつて支出に充つる場合は先づ間接税を以てすべきである。直接税は總體の必要稅收入額中間接税を控除した残りの部分の需要にのみ充てうるに過ぎない。此規定の依つて來る所以は、主として國の所得税と衝突せざる様考慮せられた所より出る。然しながら、現在の發達したる都市に於ては租税は益と重要なものとなり、特に間接税よりも直接税が主たるものとなつて、税法の豫期とは反對の現象を呈してゐる。

邦よりも寧ろ市町村特に小町村に於ては、すつと長くまで其の歲出に充つる爲全部とは云ひ得ざるも其の大部分を其の所有財産(即ち不動産及森林)より生ずる收益を以てしてゐたのである。課税(しかも大部分は間接税)は之に反して單に下役を勤めてゐたに過ぎない。しかも一の彌縫策としてとられたものであり、此彌縫策もめつたに其の必要を感じられなかつたのである。然しながら此事は市町村の發達につれて根本から壞される事となつた。産業資本主義は西歐諸國を風靡

した。獨逸も亦其の例にもれなかつた。夫に伴つて一方には巨萬の富を擁した産業界の支配者、他方には資本を所有せざる數限りなき勞働者即産業無產者の群が成立する事となつた。小町村は大工業都市又は大商業都市に迄發達し、其の人口は幾十萬を越ゆる事となつた。都市に於ける經費の量的及質的增加は相伴つて生じた。無數の勞働者特に工業都市の勞働者は都市の社會政策的施設を要求した。其の爲に學校が増築せられた。又療養所、助産院、乳兒保護所等の設立による公的衛生設備の費用救貧費等が重み、人口の増加につれて警察官吏も多く要する事となり警察負擔は増加し、直接の市町村行政は益と費用を要する事となつた。約言すれば公的生活のあらゆる方面に於て經費はべら棒に増大する事となつた。夫に對しては都合よく行つてゐる市町村ですら財産より生ずる收入のみでは充分でなくなつた。だから市に於ては、やむなく其の他の收入源を見出さねばならなくなつた。

而して手數料や特別負擔又は間接税を以てしては、

市町村の如き狭い領域内では到底此等の經費を支辨しうるだけ充分豊富の収入をあげる事は出来ない。だから普國の市町村財政の實際は、以前と同様現今も尙直接税からの収入に主として依るものである。税收入中

直接税對間接税の割合を見るに、戦前では人口一萬以上の市町村に於ては直接税八九・六%間接税(交通税を含む)一〇・四%であり千九百十七年一月一日には九五・八%對四・二%になつてしまつた。其の以後に於ては大都市に於ける割合は消費税、交通税に少しく大となる傾向をもつて來た。國及邦の税分與額を控除したベルリンの税收入中正に一億五百萬マルクは直接税(中六千四百七十萬マルクが營業税、四千十萬マルクは地租)で五千三百萬マルクが消費税及交通税である。

三 間 接 税

市町村及郡は間接税を課する事をうる。州は此權能を有しない。「地方公課法」并に「郡及州公課法」に於て間接税として取扱はれてゐるものは經濟上の事情に課

せられるもの以外に、動産の『所有』(例へば犬の所有)と云ふ事實に課せられるものを含む。

法律に於ては義務税たる娛樂税以外に間接税として犬税及奢侈住居税が規定せられてゐる。奢侈住居税は住居者の數及住居の目的に比し過大なりと認められる室を有する住宅に課する税であつて、住宅供給及移住問題 *Förderung der Wohnungsbeschaffung und der Siedlung* の費用に充つる爲設けられる目的税である。

奢侈住居税以外に於て間接税收入を以て特定の例へば救貧費に支出するが如き費途限定の規定は爾今之を廢止する。

此等以外の間接税に付ては其の賦課徴収が、明に國及邦の法規に牴觸しない限りは許される。國法に就ては特に類似税の賦課禁止、農業及營業の經營用具に對する課税禁止、葡萄酒、火酒鑛泉水に對する課税禁止并に百貨店税、宿泊税 (*Warenhaus- und Beherbergungssteuer*)、肉類、麥粉、パン、屠畜に對する課税の禁止等が考察せらるべきである。邦法に關する事では地方

公課法第十四條に於て馬鈴薯、燃料の使用に對する課税を禁じてゐる。又一方「獨逸」の財政調和法に對する普國施行令」第二條及第三十八條では郡内の町村では不動産取得税又は増價税を課する事を得ないとしてゐる。夫は此等の税が市及郡の収入とされてゐるからである。

市町村及郡の間接税の新設又は變更は税條例の改正に依つて爲される。而して税條例は町村にあつては郡參事會 (Kreisauausschuss)、市及郡にあつては行政區參事會 (Bezirkauausschuss) の認可を必要とする。郡は自分で間接税を賦課する代りに、其の郡内の町村の間接稅收入に對する分前を要求する事も出来る。其の際には上下級團體間の要求額の公平な均衡が得られねばならぬ。

四、直接税

イ、概説 直接市町村税は、總納稅義務者に對し一定の標準に従ひ且均等の稅率により課稅せらる。市町

村の施設が市町村の一區域又は市町村民の一部に對し利益を與ふる程度を異にする場合に於て、特別負擔の方法による事能はざるときには、市町村の決議によつて市町村の一區域又は市町村民の一部に對して其の受くる利益の程度に應じて課率を異にする事を得。課率の算定に標準とされるものは、其の施設の設置維持に要した費用より其の他の收入を控除した額である。此決議は認可を受くるを要する。

地方公課法に於ては市町村の直接税としては、もとは不動産及營業に對する税(物税)以外に所得税を認められてゐた。然し千九百二十年三月二十九日及三十日の國所得稅法制定後、地方税たる所得税は停止せらるゝ事となつた。たゞ一部分所得税の代替税とせられた消費税は尙存する事をうる。此時は大所得に對するよりも小所得に對し比較的重課とならざる様考慮せらるべきである。

賃貸家屋税又は住宅税 (Miet- und Wohnungsteuer) は前述奢侈住居税を除いては新に賦課する事を得な

い。既存の賃貸家屋税又は住宅税は内務大藏兩大臣に於て本法の課税原則及其他の規定に反せざるや否やを審査し新に認可を與ふるものとす。千八百九十八年四月一日迄に其の認可のなき時は其の効力を失ふ。

地方公課法の規定する所によれば、直接市町村税は總て其の本來の形態に於ては邦の算定にかゝる課税標準に對する百分率の形で又は認可をうけて特別の稅條例を設け夫に基いて賦課せられる事となる。國所得稅法の施行によつて特別所得稅條例は其の姿を沒したと同様に、營業稅の新規定に關するプロイセン令の施行と共に特別營業稅條例はなくなつた。特別稅條例に付ては、たゞ不動産稅に關するもののみが存在するだけである。此際課税標準として採らるゝものは一年又は數年間の利用價值又は純收入、土地又は家屋の小作料賃賃價格、或は普通價格(當時一般に平均賣賃價格として社會的に認めらるべきもの)又は市町村に於ける不動産の階級區分或は以上の標準の結合による。

從前邦の算定にかゝる課税標準に對する百分率の形

態で課税した際は、邦は課税標準を算定するのみで稅を徴收したのではない。全然市町村の稅であつた。然るに其の後不動産稅に關しては「暫時的不動産稅の賦課に關する法律」が標準とされ、前に地租及家屋稅と別々になつてゐたのを此法律で一つにまとめ、邦に對し今迄徴收外に置かれた稅が再び徴收せられる事となつた。即ち邦の稅となつて手續や一般の規定も國稅徵收法を準用せられる事となつた。此の邦稅に對し市町村は附加稅を賦課する事を得。其の附加稅率が一〇〇%を超ゆる時には邦の認可を必要とする。たゞし一五〇%を超ゆる事を得ない。

營業稅に就ても「營業稅の暫時的規定に關するプロイセン令」が設けられ、營業稅を多くの點に於て不動産稅と類似の規定の下に置いた。たゞ營業稅に付ては前に述べた如く不動産稅の如く百分率稅の代りに特別稅條例を設くる事は出来ない。

市町村は邦の算定にかゝる營業稅の基本額に對し百分率稅を課する事をうる。一定の範圍に於て市町村は

其の地方的必要に適應する租税を徴收する事を得る（例之支店税、酒屋營業税、漁業税の如き）。營業税は邦の税であるが邦は之を徴收するのではない。其の基本額を定めるのみである。即ち前記のプロイセン令に於て「市町村は本令の定むる所によつて營業税を賦課する事を得」と規定してゐる。此規定の意味は其の成立沿革によつて明にされる。法文の前草案では此規定を有してゐなかつた。何故なれば前草案では邦が營業税を全然とらなないと云ふ事を云つてゐない。従つて今迄通りの徴收外に置かれた邦の税といふ形式を維持しようと思つたのである。然し豫備會議の後租税形態は明に最初から市町村税としての外觀を呈する如く變更されたのである。此規定の成立史に於て百分率税と云ふ言葉がよく／＼吟味せられなければならぬ。其の言葉は縱令もとゞり邦税として考へられる税基本額が徴收せられなくとも用ひられるのである。租税基本額は徴收せられるのではない單に計算の基礎となるに過ぎない。

□、不動産税 不動産税は市町村内に存在する建物付土地及建物なしの土地に對し賦課せらる。

免税とされるもの左の如し

(一) 大使館、公使館及其の用地たる外國所有地。但し外國より同様の利益を與へらるゝ場合に限る。

(二) 邦、州、郡、市町村及其の他の地方團體の所有地并に家屋にして直接公務用又は公共の利用に供せらるゝもの

(三) 邦の認可の下に公共の利用に供せられたる橋梁、敷石道、鐵道の軌道、通航し得べき運河。

(四) 堤防組合の堤防官の監督に服する私人の堤防及公益上保護せらるゝ排水灌漑組合の建設物

(五) 大學校及其の他の公共的教育に使用する校舎

(六) 教會、禮拜堂其の他の宗教上に使用する家屋及社團法により認められたる宗教團體の其の用に供する家屋

(七) 救貧院、孤兒院、公共病院、牢獄、感化院、幼稚園、其の他扶養者なき者又は反社會性を有する者に對

し保護を爲す事を目的とする所の慈善的設備及養育院に屬する家屋にして直接其の用に供せらるゝもの。

(八)、(五)、(六)、(七)に掲げられた施設に要する建物付及建物なしの土地

(九)僧侶、牧師、國民學校教員の使用地及役宅、但し現行法により免除せらるゝものに限る。

特別の法律の根據なくして從來免税せられたるもの、特に官吏の使用土地及家屋に對しては免税を廢す。

土地又は家屋の一部分のみが公務用又は公共の利用に供せられる際は、其の一部分に付てのみ租税を免除す。

地方公課法以外の法規に基くものとしては、「國邦及市町村の相互課税權に關する國法」第四條に於て獨乙國の所有不動産にして公務用又は公共の利用に供せられたるものに對する免税を認めてゐる。此際住居目的に供せられたるものは公務用又は公共の利用に供せられたるものと認められる事なし。

市町村は不動産税に付ては邦税に對する附加税の形態か又は特別税條例の形態にて課税し得る事并に特別税としたる時の課税標準に付ては既に述べた處であるが、邦税としては課税標準は不動産の價格で千マルクにきざられた階級税となつてゐる。

千九百十七年より千九百十九年の課税標準調査期間に對しては補充價格 (Ergänzungswert) が標準とせられる。(本來は收益價格 (Ertragswert) が標準とせらるべきであるが)

課率は價格千マルク毎に月税として

(イ) 建物付土地にあつては 〇、二〇マルク

(ロ) 田畑、森林、庭園にあつては

一萬マルクを超えざる價格 〇、一〇マルク

次の三萬マルク迄の價格 〇、一五マルク

次の六萬マルク迄の價格 〇、二〇マルク

夫を超ゆる價格 〇、二五マルク

(ハ) 其他の土地にあつては 〇、二五マルク

之に對して市町村の附加税が課せられる。附加税の

率に就ては既に述べた如く一〇〇%を超過する時には邦の認可を要し、一五〇%を超過する率は許可せられな

ハ、營業税 既に述べた如く此税は形式的に邦の税となつてゐるが實質上は市町村の税である。邦の租税委員によつて算定せられ邦によつて定められた基本税額に従つて課税せらる。即基本税額に對する百分率で市町村税は定めらる。

今迄市町村は特別税條例を設くる事を得たけれども此事は廢止せられて、市町村に對しては其の課税標準を營業資本によるか又は從業者の給料額によるかの選擇を爲す事が出来、又ある特殊營業に對して課税し得る權能が與へられたに過ぎない。(支店税、酒屋營業税等)

課税物件は營業經營の爲プロイセン内に營業所を定めて爲す定住營業である。而して此處に云ふ營業には鑛山業を含む。

定住營業と云ふのは行商に對する語である。行商に

對しては千八百七十六年七月三日及千八百九十六年十二月二十三日の法律で特別の課税がせられる(Hausiersteuer)。行商税では定住營業は課税範圍外に置いてゐる。同一人で行商と同時に定住營業を営んでゐる場合がある。かゝる場合は、定住營業に對しては營業税として課せられ、行商に對しては行商税として課せられるのである。

營業と云ふのは、一般經濟交通の參加に於て現はれる繼續的の營利目的に向けられた自立的行爲を謂ふ。組合、登録せられた會社、法人及營業の副業として營まるゝ消費設備を爲す上述の如き行爲は、縱令夫が法規上及實際上特定の限定せられた範圍の人口に供給し且營利目的を有せざる場合と雖も、此處に云ふ營業の中に包含せらる。

又營業所と云ふのは定住營業の經營の爲に使用する地上の定着的建設物又は設備を總て包含するのであつて、之に依つて營業所と認むべきものは本店の外に支店、工場、購買及販賣所、帳場(Kontore)并に其の他

營業主、共同經營者、支配人、及其他の代理人が營業經營の爲に使用してゐる營業設備等である。

營業稅の免ぜらるべきものは次の如し

(イ) 農業、林業、牧畜及狩獵

(ロ) 養魚業及漁業（但し漁業にして發動機船を用ふるもの又は從業者五人以上を用ふるものにあつては、市町村は決議を以て之に賦課する事を得）

(ハ) 果實栽培、葡萄栽培、及造園業

(ニ) 公的職務、技術的學術的、文藝的、教養又は教育的行爲（例之語學、音樂、舞蹈、擊劍、體操教師の如き）に従事する者。特に醫師、邦の試験を受けた齒醫者、辯護士、宣誓した土地及原野の測量手及鑛山測量手としての職に従ふ者

(ホ) 其の利益を専ら慈善的又は公共的目的に使用するが如き企業に對しては、申請によつて營業稅調査委員會の決議を経て租稅を免除する事を得。

同一市町村内で同一人の經營する多數の營業は一の營業として算定せらる。營業稅の課稅標準として用ひ

らるゝものは營業收益と營業資本である。營業資本に代るべき標準として市町村會の決議を経て從業者の給料額を以てする事が出来る。

(イ) 營業收益とは國所得稅の規定による營業より生ずる所得及其の評價によつて決定せらる。營業資本に對する利子（其の資本が營業者自身に屬すると第三者に屬するとは之を問はず）及營業の基礎付け又は擴張、營業資本の強固又は其の改良の爲起された債務の利子、并に營業に役立つ賃借土地、家屋、室、及營業設備の賃借料は營業收益より控除すべき營業經費に屬せず。更に合名會社、合資會社及有限責任會社の社員及株式合資會社の無限責任社員が、其の會社の爲に自己の爲したる勞務及勤務に對する報酬及生活資料又は家計上の物件を共同して大量に買入れ且小賣にて販賣する組合に於て、所謂購買者利益が物品に對し支拂はれた現金の百分の五を超ゆる分に對しても控除をしない（此際其の購買者利益が組合員に與へられるか、非組合員に與へられるかは之を問はない）。尙營業收益と見

做されぬものは(一)保險業者が保險金支拂の爲の準備金として必要な額(二)明に賦課を受くべき事業年度の當初より、他の商事會社の總體の株式、受配權利券の少くとも四分の一を有つ會社に於て、夫に歸する各種の配當である。

(ロ)營業資本(設備及經營資本)は獨逸國評價法による營業財産にして營業税を納むべき營業の經營に繼續的に用ひらるゝものである。獨逸國評價法に基き定められたる單位價格を標準として之に(一)單位價格確定に際し控除せられたる債務にして繼續義務に屬しないもの、(二)他人の所有に屬するも企業者に役立つ物體の價格を加ふる。

(ハ)従業者の給料額は營業に従事する勞務者に支拂はるべき勞賃及給料の總額により定めらる。利益配當、賞與、無料住宅、扶助及其の他の總ての與へられた賠償及反對給付の價格は勞賃又は給料と見做さる。

税率は營業收益を標準とする時には、收益一、二〇〇マルク以下の金額には〇、五%、夫を越ゆる事一、二〇〇

〇マルク迄の金額には一%、更に夫を越ゆる事一、二〇〇マルク迄の金額には一、五%、更に夫を越ゆる金額には二%の超過累進税率を課す。營業資本による税率は一、二、〇〇〇マルクを超えざる營業資本の部分に對しては千分の〇、五を越ゆる事を得ず。夫を越ゆる金額に對しては二、五%、其の營業資本が三、〇〇〇マルクを超えざる營業にあつては營業資本を標準とする課税を免除さる。法人の形式にて營まされる營業、有限責任會社、株式會社に於て營業主(社員)の人的勞務及勤務に對する報酬として總額一、五〇〇マルクだけ控除する。従業者の給料額を標準とする税率は給料額の千分の一とす。

市町村は之に對し百分率附加税を賦課す、其課率が二〇〇%を越ゆる時には認可を必要とす、百分率附加税は營業資本又は従業者の給料額に對する率と營業收益に對する率と同率たる事を原則とする。但し町村に於ては郡參事會、市にあつては行政區參事會の認可をうけて二倍迄は税率を異にせしめる事を得。特別の事

情存するときには、内務、大藏、商工三大臣の認可をうけ、夫以上の異なる税率を定める事が出来る。

市町村は夫々其の地方的必要に應じて種々な特色ある百分率附加税を設ける事が出来る。

(一) 保険業、銀行業、信用業及物品販賣業にして、其の市町村区内に於て主たる事務所を有せずとするも營業所を有するものに對し支店税 (Zweigstellensteuer) を賦課し。

(二) 旅館、居酒屋火酒又は飲用酒精の小賣營業に對し酒屋營業税 (Schankgewerbesteuer) を賦課するが如し。

此等の税は市町村で賦課せられてゐる其の他の百分率附加税を越ゆる事二〇%以上たる事を得ない。又住所地市町村と營業所所在市町村間の均衡に付て法規に規定してゐる所は左記の如くである。

一 市町村(住所地市町村)に他市町村(營業所所在市町村)に於て仕事をしてゐる俸給生活者が二十人以上住居してゐるならば、營業所所在市町村は正規的收入たる前納の營業資本税及給料税を、(營業收益税に付て

は此要なし)住所地市町村に分與しなければならない。此際標準とされるものは營業所所在市町村に於ける俸給生活者の總數に對する住所地市町村内に住居する該俸給生活者の割合である。

此際支拂額并に計算の方法に付ては關係市町村間に於て協議を爲す事を得。

自治莊園 (Gutsbetrieb) に營業所の存在する時には、郡參事會は住所地市町村の要求に基つて、莊園主 (Gutbesitzer) が各俸給生活者の爲に住所地市町村に賠償する事を要する額を決定する事をうる。其の際は住所地市町村又は其の郡又は行政區 (Regierungsbezirk) 内の同種の市町村の給料税を參酌する。莊園主はかくして決定せられた額を住所地市町村に住んでゐる從業者の勞務によつて經營せられてゐる自治莊園内の營業の經營者に對して從業者に支拂はれる給料額を標準として割り當てる事が出来る。本來自治莊園は營業税を賦課するの權能を有しないのであるから、自治莊園にあつては、固有の意味に於ける住所地市町村に對する租

税分與の問題は起らないのである。だから此規定で夫に相應する代償を莊園主に對する要求と云ふ形態で與へたのである。

營業所所在市町村と住所地市町村間の爭議の決定は、郡參事會が之を爲す。市が關與する際は行政區參事會が最後の決定を與へる。ベルリン市が關與する際には内務大臣は其の爭議を決定すべき行政區參事會を指定する。

五、郡及州の直接税

直接税に就ては、郡は所謂郡税(Kreisumlagen)として、其の郡内の市町村及自治莊園から、當該決算年度中に事實上、夫等下級團體の收入となれる國所得税及法人所得税分與額、及同年度中に於て邦の算定にかゝる不動産税及營業税の基本税額に對する百分率を以て賦課徴收を爲すのである。特別の規定(郡及州公課法第八條)に依り郡會の決議を経て割當標準として、邦の算定にかゝる不動産税額の豫算額の代りに、特別税不

動産税條例の標準によつて算定せられた税の豫算額を採用する事が出来る。

分與額に對する百分率と物税に對する百分率、更には又不動産税に對する百分率と營業税に對する百分率とは互に其の算定を不同になす事をうる。但し分與額に對する百分率が三〇%以上に及ぶとき又分與額に對する百分率と物税に對する百分率の比率が其の最高一對三に達するが如き議決は認可を必要とする。

州は直接税を所謂州税として其の州内の市及郡より、郡が郡税として郡内町村より徴收すると同様な標準によつて徴收する。たゞ百分率に對する算定を不同にする事は何等の認可を要せずして爲しうる。

六、分與額及他の法規に基く税

既に述べたる直接税及間接税の如き市町村に於て其の賦課を自分自身で決議しうる税の外に國法及邦法の規定によつて、市町村及市町村組合に對し税收入の歸屬が認められてゐる事がある。

(一) 先づ國税に付て云へば最も重大なる地位を占むべきは國所得税及法人所得税 (Reichseinkommen- und Körperschaftsteuer) の分與である。

(イ) 所得税に對する市町村分與額としてプロイセン邦の受ける國所得税及法人所得税分與額の四五%を市町村及市町村組合が受ける。此中で實際受取るのは四〇%で其の中から二%を市町村間の負擔均衡の爲に邦の學校金庫に對し拂込まれる。此拂込まれた額だけは學校組合から邦の學校金庫へ拂込まるべき賦課金は免除せらる。

さて市町村が四〇%をとつた残りの五%は半分づゝ郡及州に對して其の義務費支辨の爲分與せられる。

かくて市町村の收入となつた四〇%の分與額は財政調和法の規定によつて確定せられた其の市町村の地域收入の割合に従つて分與せられるのである。又五%の州及郡の分與額も財政調和法の標準によつて更に夫に屬する市町村に分配せられる。

(ロ) 市町村及郡は邦のうける賣上税 (Umsatzsteuer) 分

與額の五分の三を受取る。此市町村及郡のうけた分與額中其の九〇%は市町村 (自治莊園を含む) がうけ、一〇%は郡がうける。州は賣上税に付ては何等要求する事を得ない。

市町村間の分配は最近行ひたる國勢調査を基本として人口數に比例して行はる。郡のうける一〇%の賣上税分與額も同様の標準で更に下級團體に分與せられる。

(ハ) 其の他の税に於ては、邦に歸屬する不動産取得税 (Grundwerbsteuer) の收入は市及郡が全部うる事となる。邦が幸に自分で課税を斷念した時には市町村は更に、不動産取得税附加税を賦課する事をう。

價值増加税 (Wertwachsteuer) の徴收に關する權利は市町村にのみ許さる。

邦に歸屬する動力車税 (Kraftfahrzeugsteuer) の收入中州及ベルリン市が其の四分の三、ベルリン市を除く市及郡が其の四分の一をうける。市及郡の分與額は一半を地域の面積に他半を舗裝した道路の延長によつて

分割せらる。

(二) 邦税に就て市町村及市町村組合が干與するのは家賃税 (Hauszinssteuer) 及行商税 (Wanderlagersteuer) である。共に邦税に對する附加税を賦課する事をうる。
